

鹿児島市遠距離通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市が設置する小学校及び中学校（以下「鹿児島市立学校」という。）に公共交通機関等（次条第1項第2号に定める公共交通機関及び通学用バス等をいう。以下同じ。）を利用して通学する遠距離通学児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において鹿児島市遠距離通学費補助金（以下「補助金」という。）を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する児童生徒の保護者とする。ただし、通学用バス等については、通学に利用する公共交通機関の運行がされていない場合（所要時間、運賃等を勘案し、合理的な経路による公共交通機関の運行がされていないと市長が認めるときを含む。）に限るものとする。

- (1) 鹿児島市立学校に校区内から通学する者（鹿児島市全域を通学区域とする学校に通学する者は除く。）
- (2) 片道の通学距離（住居から学校までの最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の距離をいう。）が児童にあつては4キロメートル以上、生徒にあつては6キロメートル以上で、通常の通学方法として路線バス、軌道若しくは鉄道（以下「公共交通機関」という。）又は児童生徒の保護者等で構成する団体がバス事業者等に委託して運行する通学用バス等（以下「通学用バス等」という。）を通学定期券若しくはこれに相当する乗車証又はＩＣカード乗車券（公共交通事業者が発行する運賃収受用のＩＣカードをいう。以下同じ）を利用して通学する者

2 前項の規定にかかわらず、他の法令等により通学費の援助の対象となる者の保護者は、補助金の交付を受けることができないものとする。

(補助金の交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費は、通学に利用した公共交通機関等の利用に要した経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、各学期の初日から起算して1月ごとに算定するものとする。

- 2 公共交通機関を利用する者に係る1月当たりの補助金の額は、有効期間を1月とする通学定期券の額（当該通学定期券の期間が鹿児島市立学校管理規則（昭和42年教育委員会規則第17号）第53条第2項第1号から第5号に定める期間（以下「長期休業期間」という。）を含むときは、長期休業期間を含む1月の通学定期券の額と登校すべき日数に公共交通機関の旅客運賃の2倍に相当する額を乗じて得た額のうちいずれか低い額）に相当する額を限度として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 定期券利用者に対する補助金の額 通学定期券の額（当該通学定期券の期間が長期休業期間を含むときは、当該通学定期券の額を当該通学定期券の期間の日数で除して得た額に長期休業期間の日数を乗じて得た額を控除した額）の総額とする。

(2) ICカード乗車券利用者に対する補助金の額 通学に要した公共交通機関の運賃の額の総額（公共交通事業者による運賃の割引がある場合は、当該割引後の額）に11分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

3 通学用バス等を利用する者に係る1月当たりの補助金の額は、近傍の公共交通の状況を勘案して市長が定める額を限度として、児童生徒の保護者が負担する額とする。

（資格認定申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、毎年度指定された期日（転居その他の理由により年度の中途補助金の交付を受けようとする者については、市長が別に定める期日）までに、遠距離通学費補助金受給資格認定申請書（様式第1）を学校長を経由して市長に提出しなければならない。

（認定の可否）

第6条 市長は、受給資格の認定申請があったときは、内容を審査のうえ、受給資格の認定の可否を決定し、遠距離通学費補助金受給資格認定（非認定）通知書（様式第2）により、その決定の内容及びこれに付した条件を、学校長を通じて当該申請者に通知するものとする。

（補助金の実績報告書の様式の特例等）

第7条 前条の規定により受給資格認定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、各学期ごとに、指定された期日までに学校長を経由して通学の実績について市長に報告しなければならない。

2 規則第26条の規定により、前項の規定による実績報告に係る様式については、遠距離通学費実績報告書（様式第3）によるものとする。

（補助金の支給額の決定通知）

第8条 市長は、補助金の実績報告があったときは、内容を審査のうえ、遠距離通学費補助金支給額決定通知書（様式第4）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求書の様式の特例等）

第9条 前条の規定により通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、指定された期日までに学校長を経由して遠距離通学費補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 規則第26条の規定により、補助金の交付請求に係る様式については、遠距離通学費補助金交付請求書（様式第5）によるものとする。

（申請内容の変更）

第10条 補助対象者は、遠距離通学費補助金受給資格認定申請の内容に変更があったときは、

申請内容の変更届（様式第6）により、学校長を経由して市長に提出するものとする。

（交付申請等の省略）

第11条 規則第25条の規定により、規則第4条に規定する補助金等の交付の申請、規則第5条に規定する補助金等の交付の決定、規則7条に規定する決定の通知及び規則第15条に規定する確定通知については、省略するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

（学校統合に伴う遠距離児童通学費補助金交付要綱の廃止）

2 学校統合に伴う遠距離児童通学費補助金交付要綱（昭和61年12月1日制定）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際、現に廃止前の学校統合に伴う遠距離児童通学費補助金交付要綱により補助金の交付を受けている者については、同要綱第11条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

（吉田町等の編入に伴う経過措置）

2 吉田町、喜入町及び郡山町の編入の日においてこれらの町であった区域に存する小中学校に通学する児童生徒に対する遠距離通学費補助金については、編入の日から平成17年3月31日までの間は、吉田町小中学校遠距離通学費補助金交付規則（平成8年吉田町教委規則第3号）、喜入町遠距離児童、生徒通学費補助金の交付に関する規則（昭和53年喜入町教育委員会規則第1号）、郡山町学齢児童通学費補助金支給条例（昭和52年郡山町条例第6号）及び郡山町学齢児童通学費補助金支給規則（昭和52年郡山町教委規則第7号）の例による。

（桜島町の編入に伴う経過措置）

3 桜島町の編入の日において桜島町であった区域に存する小中学校に通学する児童生徒に対する遠距離通学費の1月当たりの補助金の額は、編入の日から平成17年3月31日までの間は、第4条で規定する額から、児童については、1,240円を、生徒については、1,450円を差し引いた額とする。

（松元町の編入に伴う経過措置）

4 松元町の編入の日において松元町であった区域に存する小中学校に通学する児童生徒につ

いては、編入の日から平成 17 年 3 月 31 日までの間は、この規定は適用しない。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 喜入地区（喜入支所の所管区域をいう。）内の小中学校に通学する児童生徒に対する補助金の交付については、改正後の第 2 条、第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、施行の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。この場合において、補助金の額は、平成 20 年度に第 5 条の規定により補助金の受給資格認定の申請（以下「受給資格」という。）を行った者においては、別表に定める額の 3 分の 2 の額とし、平成 21 年度に受給申請を行った者においては、別表に定める額の 3 分の 1 の額とする。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。